

釜石市がんばる中小企業応援事業補助金事務取扱要領

(目的)

第1条 市内事業者等の新商品及び新技術の開発等を促進し、地域産業の活性化を図ることを目的とし、市内事業者等が行う新商品、新サービス及び新パッケージの開発、販路開拓、商品の高付加価値化等(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号。以下「規則」という。)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「要領」という。)及びこの事務取扱要領により、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて具備する者(以下「補助対象事業者」という。)とする。

- (1) 釜石市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び個人事業主(以下「中小企業者」という。)
 - イ 中小企業者を主な構成員とする組合又は任意団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当であると認める者又は団体等
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (4) 釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

| 内容 | 交付対象経費 | 補助金額 |
|---|--|---|
| (1)新商品又は新サービスの開発 (2)マーケティング及び販路拡大に関する調査研究 (3)外部専門家の招へい (4)包装等の開発又は改良 (5)新規販路開拓に向けたPR経費 (6)前各号に掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるもの | 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料 及び賃借料 原材料費 備品購入費 | 交付対象経費(本事業が国、県、その他の機関等から補助金等の交付を受けている場合には、交付対象経費から当該補助金等の額を控除した額)の2分の1に相当する額以内の額(千円未満は切り捨て)とし、限度額は500千円とする。 |

(交付申請等)

第4条 補助金の交付申請の期限は、令和8年1月30日とする。

2 要領第3条第1項第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は規約等の写し(個人事業主の場合を除く)
 - (2) 法人の登記事項証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し)
 - (3) 市税に係る納税証明書
 - (4) 新商品、新サービス等の概要が分かる書類（設計書、企画書等）
- (交付の条件)

第5条 要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得した資産を市長の承認を受けて処分した場合において相
当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を釜石市に納付させること
があること。
- (2) 補助事業により取得した資産は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって
管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠
書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならぬ
こと。
- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならぬこ
と。

(届出事項)

第6条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書を
もってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、令和8年2月27日とする。

2 要領第10条第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の成果品又はその写真
 - (2) 交付対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) その他、市長が必要と認める書類
- (財産の処分の制限)

第8条 要領第14条の規定により要綱で定める財産の処分の制限をする財産及びその
制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)
に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、中古資産についても
一般の減価償却資産の耐用年数に相当する期間を適用するものとする。

(補則)

第9条 この事務取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この事務取扱要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。